令和４年　神奈川県議会　第２回定例会　厚生常任委員会

令和４年７月15日

意見発表

西村委員

私は、公明党神奈川県議団を代表し、当委員会に付託された諸議案に賛成の立場から意見発表を行わせていただきます。

まず、介護職員の処遇改善について申し上げます。かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金の活用事業のうち、潜在介護職員等復職支援事業については、復職者本人への給付とするとのことですが、対象者へのアプローチが課題となると考えます。様々なツールを活用し、事業者にも協力いただきながら、広く周知を図られますよう要望いたします。

また、関連して、介護職員の処遇改善を目的に交付される介護職員処遇改善支援事業交付金についても質問いたしました。県内では、対象となる事業者が7,075であるのに対し、申請を行っているのは5,978であり、およそ15％が申請を行っていないとのことです。本年10月以降は、介護報酬の改定により、介護職員等ベースアップ等支援加算として、この交付金と同様の措置が継続されます。新たな加算の交付金については、これまでの処遇改善加算を取得していることが前提条件となっていますが、その割合は94.5％とのことでした。

県はこれまでも、事業者の要請に従い社会保険労務士を派遣するなど、処遇改善加算の取得への支援を行ってきましたが、要請を待つだけでなく、積極的に事業所と連携し、課題の解決に当たるよう、アウトリーチによる支援の充実を図ることを提案し、全ての介護職員の処遇改善が実現するよう努めることを要望します。

次に、配偶者等からの暴力被害者支援について申し上げます。令和４年度６月補正予算、配偶者等暴力対策事業費は、深刻化が懸念されるＤＶ被害者等の支援活動の継続を援助するため、女性支援団体に対して協力金を支給するものです。

配偶者等からの暴力被害者への支援については、民間団体によるきめ細やかな支援が不可欠ですが、中には県内では対応できない困難なケースも存在します。昭和40年に竣工された、かにた婦人の村は、全国唯一の婦人保護長期入所施設です。婦人保護事業の対象である要保護女子のうち、知的障害等があり、他の婦人保護施設では保護・自立支援が困難な者を長期入所させ保護するとともに、その自立を支援しています。本県からは現在５名が入所しており、今後も継続した入所を希望しているとのことです。

しかし、千葉県館山市にある当該施設は、平成27年３月に入所者居住施設の所在地が土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されました。厚労省及び法人は、警戒区域外への建て替えを検討していますが、改築整備費用の一部を入所者数の割合で案分し、本県にも負担するよう厚労省より求められているとのことです。

今後は他県の動向もはかりながら、本県の対応を検討するとのことですが、県内には対応できる団体及び施設もないことから、費用負担について、どうぞ

前向きな御検討をお願いいたします。
本年５月 19 日､困難な問題を抱える女性の支援に関する法律が成立しました。現行の婦人保護事業は、売春防止法に基づき、ＤＶ、性暴力、貧困、家庭破綻、障害等、様々な困難を抱えた女性の支援を実施していますが、支援ニーズの多様化に伴い、法制度上も新たな枠組みの構築が必要との問題提起がされてきました。
本県でも平成 27 年第２回定例会で、売春防止法の抜本的な改正、または新たな法整備を求める意見書が全国で初めて採択されました。新法では、国が基本方針を策定し、県では県基本計画の策定が求められていると承知をしています。
施行は令和６年４月１日とされていますが、若年女性支援や特定妊婦支援など、近年高まる支援ニーズに早急に応えるため、本県として前倒しでの取組を検討されますよう要望します。
次に、低出生体重児を育児する保護者のための母子健康手帳のサブブック、(仮称)リトルベビーハンドブックについて申し上げます。
リトルベビーハンドブックについては、令和３年９月の代表質問で取り上げさせていただきました。本年度予算を計上していただき、保護者の方々を対象としたアンケートが実施され、今後このアンケートを基に、検討会での審議を経て作成されるとのことです。
改めて言うまでもありませんが、リトルベビーハンドブックの作成は、緊急の出産を経験し、その後、母子健康手帳では成長の記録を記入できない等のつらく不安な思いを実感されたお母様方をはじめとする当事者の声をつないだものです。まずは当事者の方々の声が一番に採用され、形となることを強く求めておきます。
他県では、低出生体重児だけではなく、多胎児やダウン症の赤ちゃんなどに対し、それぞれに適したより細やかなサブブックを配付している県や、低出生体重児や多胎児を抱える家族や流産・死産を経験した家族を支えるピアサポートを実施している県もあります。本県においても、さらなる施策の拡充の検討をお願いいたします。
また、早産児や低出生体重児についての理解を深め、支援を広げるための広報啓発も重要と考えます。昨年の 11 月 17 日、世界早産児デーでは、知事をはじめ関係部局の皆様に、シンボルカラーのパープルを身につけていただきました。今後は、庁舎のライトアップや子供たちの成長を感じる写真展、またシンポジウムの開催など、工夫を凝らして普及啓発を推進していただくよう要望します。
次に、拡大新生児マススクリーニング検査について申し上げます。新生児マススクリーニングとは、赤ちゃんの先天性代謝異常等の病気を見つけるための検査で、国内では 1977 年から実施されており、本県では全国に先駆けて、2012 年度からタンデムマス法を導入､現在 20 種類の疾患について検査されています。新生児期に発見し、治療・対応を行うことで正常な発育を促し、病気の発症を防ぐことができる重要な検査で、検査料は無料です。
2020 年には、国の研究班による脊髄性筋萎縮症と重症複合免疫不全症等の新生児マススクリーニング追加対象疾患の評価方法の検討が開始をされましたが、

対象疾患の追加には時間を要しています。しかし、一部自治体では、上記２疾患のスクリーニングが開始をされており、県独自の補助制度を設けているところもあります。

本県でも一部医療機関で、自費負担による拡大マススクリーニングが実施されていますが、県としても補助金などの検討とともに、早急に周知広報を図られるよう要望します。

次に、生活衛生関係営業者への支援について申し上げます。５月 25 日、我が会派は黒岩知事に対し、原油価格・物価高騰等への対策を求める緊急要望を提出しました。その中で、理美容業やクリーニング業等、生活衛生事業者に対する経営支援を求めておりました。補正予算案では、省エネ機器の導入に対する補助が計上されたところです。

そもそもコロナ禍の影響で売上げが低迷している上、燃料等の高騰を受け、国内では廃業される事業者も出ているとの報道がある中で、新たな機器の導入という、ゆとりが各事業者にあるのか。また、半導体関連に象徴されるように、様々な機器や部品が入手困難になっている中で、スムーズな省エネ機器の導入が可能なのか、疑問を感じます。

先行きが見えない中、さらなる実質的な支援策を講じるとともに、当該事業についても期限の延長等を検討するなど、活用の担保を図られるようお願いいたします。

次に、介護施設等感染症対策費について申し上げます。高齢者施設や介護サービス事業者の事業者向けに抗原検査キットを配布する事業が計上されております。日本財団によるＰＣＲ検査が４月末に終了して以来、県内事業者からは、代替となる事業の実施が強く求められてまいりました。速やかに抗原検査キットが現場に送られるよう求めておきます。

以上、意見、要望を申し上げ、当委員会に付託された諸議案に賛成し、意見発表とさせていただきます。